

PEFC INTERNATIONAL STANDARD
Requirements for PEFC scheme users

PEFC ST 2002:2010

PEFC国際規格
PEFC制度の利用者のための要求事項

2010年11月26日

林産品のCoC — 要求事項



PEFC Council

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport
CH-1215 Geneva, Switzerland
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50
E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

著作権のお知らせ

© PEFC Council 2010

この PEFC 文書は PEFC 評議会による著作権保護の対象となっています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となるこの文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的を以てこれを変更や訂正、再生、複製することは禁止されています。

この文書は英語版をもって唯一の正式文書とします。この文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体による提供が可能です。不明な点がある時は、英語版によって決定されます。

文書名：林産品の CoC – 要求事項

文書記号： PEFC ST 2002:2010

承認：PEFC 評議会:

日付：2010年11月12日

発行日：2010年11月26日

発効日：2010年11月26日

移行日：2011年11月26日

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC 森林認証プログラムに関わる一切の文書は英語文書を持って正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。又、PEFC アジアプロモーションズの承諾なく、これを訂正、修正、転用することはお断りします。本翻訳文に関するご質問やご提案は、PEFC アジアプロモーションズまでご連絡下さい。)

目次	
目次	3
前書き	5
序文	6
1. 適用範囲	7
2. 規準的な参考文書	7
3. 用語と定義	8
4. CoC 工程の要求事項 — 物理的分離方式	11
4.1 物理的分離方式の一般的な要求事項	11
4.2 認証原材料・製品の由来の確認	11
4.2.1 入荷の段階における確認	11
4.2.2 供給者の段階における確認	12
4.3 認証原材料・製品の分別	12
4.4 販売および認証製品に関する情報の伝達	12
4.4.1 販売・譲渡製品に関わる文書	12
4.4.2 ロゴおよびラベルの使用	13
5. CoC 工程の要求事項 — パーセンテージ方式	14
5.1 パーセンテージ方式に関する一般的な要求事項	14
5.1.1 パーセンテージ方式の適用	14
5.1.2 製品グループの決定	14
5.2 由来の確認	14
5.2.1 入荷の段階における確認	14
5.2.2 供給者の段階における確認	15
5.3 認証率の計算	15
5.4 算出された認証率の生産量への振替	16
5.4.1 平均パーセンテージ方式	16
5.4.2 ボリュームクレジット方式	16
5.5 販売と認証製品に関する情報の伝達	17
5.5.1 販売・譲渡された製品に関する文書	17
5.5.2 ロゴおよびラベルの使用	18
5.6 問題のある出处	19
6. マネジメントシステムに関する最低限の要求事項	19
6.1 一般的な要求事項	19
6.2 責任と権限	19

6.2.1	一般的な責任	19
6.2.2	CoCに関する責任と権限	19
6.3	手順の文書化	20
6.4	記録の管理	20
6.5	資源の管理	20
6.5.1	人的資源・人員	20
6.5.2	技術的な設備	21
6.6	検査および管理	21
6.7	苦情	21
6.8	下請業	21
付属書 1 : 「PEFC 認証」原材料の PEFC 認証主張に関する仕様書		23
付属書 2 : 問題のある出处からの原材料を回避するための PEFC デューデリジェンス体制 (DDS)		24
付属書 3 : マルチサイト (多数生産拠点) 組織による CoC の実施		29
付属書 4 : CoC における社会、健康、および安全に関する要求事項		33

前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)は森林認証と林産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進を図る世界的な団体であり、PEFCの認証主張やラベルは原材料の出处が持続可能に管理された森林であることを顧客やエンドユーザーに確証する。

PEFC 評議会は、定期的な見直しを含む PEFC 評議会の要求事項への適合を求められる各国の森林認証制度の承認を行う。

この文書は、広範囲なステークホルダー（関係者）を対象に、開放性、透明性、協議およびコンセンサスをベースとする工程を踏んで策定されたものである。

この文書をもって PEFC 評議会テクニカル文書附属文書 4（林産品の CoC—要求事項）は、差し替えられ、1年間の移行期間の後 2011年 11月 26日をもって取り消される。

序文

林産品に付せられる PEFC 認証主張は、持続可能に管理された森林、リサイクル、および出処に問題のないその他の林産品の原材料の由来に関する情報を提供する。購買者や潜在的な購買者は、持続可能性やその他の配慮が施された商品を選択する上でこの情報を利用することができる。原材料の由来に関する情報の伝達は、持続可能に管理された森林を出処とする商品の需要と供給を奨励し、それによって市場主導による世界の森林資源の継続的な改善の可能性を活性化する。

PEFC-CoC の総合的な目標は、顧客に対して、PEFC 認証商品に含まれる持続可能に管理された森林、リサイクルなどを出処とする原材料の含有に関する正確で検証可能な情報を提供することにある。

1. 適用範囲

CoC の要求事項は、調達された原材料に関する由来情報から組織の製品に貼付された由来情報に至るまでの一連の原材料の由来情報を得るための工程を解説するものである。この規格は、CoC への取り組みに関し、物理的分離方式およびパーセンテージ方式という 2 つの選択肢（オプション）を定める。

この規格は、さらに、CoC 工程の実行と管理のための最低限のマネジメントシステムに関わる要求事項も定める。この規格が定めるマネジメントシステムのための最低限の要求事項を遵守するために、組織はその品質マネジメント（ISO 9001:2008）または、環境マネジメント（ISO14001:2004）のシステムを利用することができる。

この規格は、林製品の CoC の実行に関する要求事項をその対象範囲とする。

この CoC は、「認証原材料」として認めるための基準を含む特定の PEFC 認証主張または PEFC が承認する森林認証制度による認証主張に関する規定との関連において使用しなければならない。それ故、この規格の本文においては、「認証原材料」「中立原材料」「その他の原材料」などの一般的な用語を使用する一方で、個々の認証主張に関するこれらの用語の内容についてはこの規格の付属書で規定する。

組織による CoC の実行の結果としての認証主張と関連ラベルの使用は、この規格の使用者が遵守しなければならない ISO14020:2000 に基づくものでなければならない。この CoC において使用されるリサイクル原材料に関わる考え方は ISO/IEC14021:1999 を基にしており、使用者はこれを遵守しなければならない。

製品へのラベル使用は、組織が CoC の中に組み込むことが可能な商品情報の伝達手段の一つの選択肢であると考えられる。組織が製品上または製品外のラベル使用を意図する時は、ラベル使用に関する要求事項は、そのラベルの所有者によって設定されたものも含めて、CoC 要求事項の不可欠の部分となる。

この規格は、PEFC 評議会または PEFC が承認する森林認証制度が定める要求事項に基づく第三者適合評価を目的として実行するものでなければならない。この適合性評価は製品認証と考えられ、ISO/IEC Guide 65 / 1996 を遵守しなければならない。

この規格書において、「しなければならない (shall)」という用語は、それが使われる規定が必須であることを意味する。「すべきである (should)」の用語は必須ではないにしても採用され、実行されることが期待されることを意味する。この文書を通じて使用される「してもよい (may)」はこの文書による許可を表現するものであり、「することができる (can)」はこの文書の使用者の能力や使用者に開かれている可能性を述べるものである。

2. 規準的な参考文書

この規格を適用するにあたって、下記の参考文書は不可欠である。文書に日付がある場合もない場合も、それぞれの最新版（改定版を含む）が適用される。

PEFC ST 2001:2008 : PEFC ロゴ使用規則 - 要求事項

ISO/IEC ガイド 2 : 2004, 標準化及び関連活動 一般用語

ISO 9000:2005 : 品質マネジメントシステム 基本と用語

ISO 9001:2008 : 品質マネジメントシステム—要求事項

ISO14001:2004 : 環境マネジメントシステム—仕様書および利用の手引き

ISO/IEC 14020:2000 : 環境ラベル及び宣言—一般原則

ISO/IEC 14021:1999 : 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)

ISO 19011:2002 : 品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針

ISO/IEC ガイド 65:1996 : 製品認証機関に対する一般要求事項

EN643:2001 : 紙と段ボール—再生紙と再生段ボールの標準グレードのヨーロッパアンリスト

3. 用語と定義

この規格の目的のために、ISO/IEC ガイド 2 および ISO 9000:2005 に定められ本件に関連する定義も下記の定義とともに適用される。

3.1

認定認証書 (Accredited certificate)

認証機関が受けた認定の範囲内で認証機関によって発行された認証書で、認定機関のシンボルを記したもの

3.2

認証原材料 (Certified material)

その由来が CoC の認証主張の対象となっている原材料

注意書：認証原材料の基準とその供給者のための基準は、この規格の付属書に定める PEFC 認証主張の定義の一部として定められる。同様に、PEFC が承認する森林認証制度はこの規格との併用で認証原材料に関する独自の定義を定めることができる。

3.3

認証製品 (Claimed product)

認証原材料を含むことが CoC によって検証されたことを主張する製品

3.4

林産品の CoC (Chain of custody of forest based products)

組織が、認証原材料の含有に関して正確かつ検証可能な認証主張をするための林産品の由来情報を取扱う工程

3.5

認証主張 (Claim)

製品の一定の特性を示す情報

注意書：この規格で使用される「認証主張」の用語は、PEFC 認証主張に関わる正式 CoC 主張（付属書 1 を参照）の使用を意味する。

3.6

認証主張期間 (Claim Period)

CoC 認証主張が適用される期間

3.7

問題のある出处 (Controversial sources)

下記にあたる森林管理行為である。すなわち、

(a) 特に下記の分野に関連して、地方、国、または国際的な法律を遵守しない森林管理行為

- － 森林の他の用途への転用を含む林業施業と伐採、
- － 環境的および文化的な価値が高いとして指定を受けた区域における施業
- － CITES の要求事項を含む保護の対象となっている種や絶滅危惧種
- － 林業従事者の健康と労働問題
- － 住民の財産、土地所有条件、土地使用权
- － 税や使用料の支払い

(b) 遺伝子組み換え作物(GMO)の使用

(c) 一次林の人工林への転換を含む森林の他の植生への転換

注意書：GMO の原材料を排除するこの方針は 2015 年 12 月 31 日まで有効とする。

3.8

顧客(Customer)

組織の製品の購入者または使用者であり、認証を主張する相手である単一の主体

注意書：後続する製品グループが存在する場合、組織内部の顧客もここでいう顧客に含まれる

3.9

林産原材料 (Forest based material)

森林区域または PEFC が PEFC 森林管理認証の対象として適切であると認める区域から産出される原材料であり、これらの区域を原産とするリサイクル原材料を含む

注意書：林産原材料は、木材および非木材ともに含む。

3.10

林産品 (Forest based products)

林産原材料を含む製品

3.11

ラベル使用 (Labelling)

ラベルの使用 (製品上、または、製品外)

3.12

中立原材料 (Neutral material)

認証パーセンテージの計算において中立として扱われる由来の原材料

注意書：中立原材料に関する基準は、PEFC 認証主張にかかわる規定の一部として、認証主張の仕様書に関するこの規格の付属書において定められる。さらに、PEFC が承認する森林認証制度は、この規格との併用で独自の認証主張を目的にした中立原材料の規定を定めることができる。

3.13

組織 (Organisation)

製品上に認証主張をし、この規格の要求事項を実行する主体。その主体は原材料の供給者および自社製品の顧客を明確に確認できること。

3.14

由来／原材料の由来 (Origin/material origin)

製品に使われる原材料に関連する情報で、その原材料が産出された場所の特性に言及するもの。

注意書：由来（原材料が産出された場所の「特性」）とは、例えば、持続可能に管理されて PEFC 認証を受けた森林からの由来、または、リサイクルによる由来を意味する。この規格では、原材料の由来を認証原材料、中立原材料、そしてその他の原材料の 3つのカテゴリーに分類するが、その定義はそれぞれの主張ごとに別個に定められる。

3.15

その他の原材料 (Other material)

認証原材料でも中立原材料でもない原材料。

3.16

PEFC 承認認証書 (PEFC-recognised certificate) とは、

- a) PEFC 評議会が承認する森林認証制度・規格に照らして PEFC 公示を受けた認証機関が発行した有効な森林管理認定認証書、または
- b) この規格および PEFC が承認する由来に関する仕様書に照らして PEFC 公示を受けた認証機関が発行した有効な CoC 認定認証書
- c) (各国の) 森林認証制度独自の CoC 規格で PEFC 評議会が承認するものに照らして PEFC 公示を受けた認証機関が発行した有効な CoC 認定認証書

注意書：PEFC が承認する森林認証制度と CoC 規格は PEFC 評議会のウェブサイト www.pefc.org に掲載される。

3.17

物理的分離方式 (Physical separation)

使用され、顧客に譲渡された原材料や製品の由来が分かるように、異なる由来の様々な原材料・製品が分別管理される手順。

注意書：組織の単一施設内における物理的分離も物理的分離に含まれる。例えば、施設内の区別された区画や特定の貯蔵場所、または、カテゴリーが異なる由来の原材料を容易に確認できる様な明確なマーキングや目立つマークを使用することなど。

3.18

製品グループ (Product group)

組織の CoC の対象である特定の工程において製造または取引される一群の製品

注意書 1：並列又は後続工程の結果として単一または複数の製品グループを定めることができる。

注意書 2：CoC 製品グループは CoC の実行を目的にした単一の製品を含むこともできる。このような CoC の実行方法は「プロジェクト CoC」とも呼ばれる。

3.19

リサイクル原材料 (Recycled material)

下記の林産原材料である。

- a) 製造工程において廃棄物の流れから転成するもの。加工から生じる再製品、再研削品、および破片などで、それが発生したものと同一の工程に再投入することができるものはここから除外される。また、製材副製品（例えば、おが屑、木片、木の皮など）などの副製品や林業の残留物（木の皮、枝からの木片、根など）も除外される。これらは「廃棄物」の流れにないからである。

および、

- b) 製品の最終ユーザーの立場としての家庭または商業、工業、研究施設などから発生した林産原材料で、それ以上当初の目的に使用することができないもの。ここには、流通チェーンから返品された原材料も含まれる。

注意書1：「それが発生したものと同一の工程に再投入することができるもの」とは一つの工程から発生する原材料が同一のサイトの同一工程に連続的に投入されるものを意味する。例としては、パネルボードの生産でプレスによって生成される残留物で連続的に同一のプレスラインに再投入されるものがある。これはリサイクル原材料とはみなされない。

注意書2：EN643によって再生紙のグレードとして分類される原材料はリサイクル原材料の定義に見合うものと考えられる。

注意書3：この定義はISO14021:1999の定義を根拠とする。

3.20

移動パーセンテージ計算 (Rolling percentage calculation)

製品の製造や販売に先行する特定の期間に調達された投入原材料に基づいた認証パーセンテージの計算

3.21

単純パーセンテージ計算 (Simple percentage calculation)

計算の対象となる製品に物理的に含まれる投入原材料に基づく認証パーセンテージの計算

注意書：単純パーセンテージの計算の例としては、特定の印刷用に購買、使用される原材料に基づいて認証率が計算される印刷業務などがある。

3.22

供給者 (Supplier)

関連製品グループに投入される原材料を原材料の由来に関する認証主張を付して直接供給する単一の主体で、明確な身元確認が可能なもの

注意書1：原材料が、その原材料の所有権を持たない他の主体から物理的に納入される場合、組織は、所有権を有する主体か、または原材料を物理的に納入する主体か、の中から単一の供給者を指定しなければならない。例えば、印刷業者が紙の流通企業から原材料を得るが、その原材料が製紙企業から直接納入される場合、印刷業者は、販売業者または製紙企業のどちらかを供給者として考えることができる。

注意書2：「供給者」という用語は、連続製品群がある場合は組織内部の供給者も含む。

4. CoC 工程の要求事項－物理的分離方式

4.1 物理的分離方式の一般的な要求事項

4.1.1 認証原材料・製品がその他の原材料・製品と混じらない、または、認証原材料が工程の全段階において識別可能である場合、組織は優先されるべきオプションとして物理的分離方式を利用すべきである。

4.1.2 物理的分離方式を採用する組織は、生産または取引の全工程において認証原材料が分離される、または明確に識別可能である状態にあることを確実にしなければならない。

4.1.3 認証原材料の含有量が様々である製品の場合も、組織は物理的分離方式を使用することができる。

注意書：組織は、パーセンテージ方式による同じ認証率の認証原材料を、他の原材料から、異なる認証率の認証主張の有無に関わらず物理的に分別することができる。

4.2 認証原材料・製品の由来の確認

4.2.1 入荷の段階における確認

4.2.1.1 組織は、認証原材料・製品の入荷ごとに供給者からその認証状態を検証するために必要な情報を取得しなければならない。

4.2.1.2 認証原材料の個々の入荷に関わる書類は少なくとも下記情報を含まなければならない。

- (a) 入荷物の顧客としての組織の名称
- (b) 供給者の身元情報
- (c) 製品確認の情報
- (d) その書類の対象である製品ごとの入荷量
- (e) 納入日／納入期間／会計期間
- (f) 関係書類の対象である認証製品ごとにその原材料の由来に関する正式な認証主張（認証製品のパーセンテージを含む）
- (g) 供給者の CoC 認証書又は森林管理認証書の識別子、あるいは供給者の認証状態を確認できるその他の文書

注意書 1：正確な文言による認証主張である「正式な認証主張」、および「認証状態を確認する文書」については、この規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度が定める他の文書において定められる。

注意書 2：認証書の識別子とは、数字とアルファベットを組み合わせたものであり、通常「認証番号」と呼ばれるものである。

注意書 3：入荷伝票の例としては、4.2.1.2 項の要求事項を満たす請求書や納入票がある。

4.2.1.3 入荷ごとに、組織は実行された CoC に関わる認証主張の仕様書に従って原材料・製品の認証状態を検証しなければならない。

注意書 1：認証原材料の定義については、認証主張ごとにこの規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度によって定められる。

4.2.2 供給者の段階における確認

4.2.2.1 組織は、認証原材料のすべての供給者から森林管理認証書、CoC 認証書、またはその供給者の認証状態を確認できる書類のコピーまたはそれらの入手手段を要求しなければならない。

注意書 1：認証原材料の供給者基準は、認証主張ごとにこの規格の付属書、または、関連森林認証制度やラベル制度が定めるその他の文書にて定める。

4.2.2.2 組織は、供給者の認証状態について、認証原材料の供給者基準に従って 4.2.2.1 項に規定する書類の有効期限、適用範囲などにより評価しなければならない。

注意書：4.2.2.1 項に定める供給者からの書類の受領に加えて、組織は PEFC 評議会やその他 PEFC 承認の組織による認証原材料の供給者の登録情報などの公開情報を活用することが望まれる。

4.3 認証原材料・製品の分別

4.3.1 認証率の異なる認証原材料や認証製品は、生産、売買、貯蔵のすべての工程を通じて明確に識別可能でなければならない。このためには下記を行わなければならない。

- (a) 生産や貯蔵の場所による物理的な分別、または、
- (b) 時間による物理的な分別、または、

- (c) 工程の期間中における認証原材料の明瞭な識別。

4.4 販売および認証製品に関する情報の伝達

4.4.1 販売・譲渡製品に関わる文書

4.4.1.1 顧客に認証製品を販売または譲渡する時点において、組織はその顧客に CoC 認証書のコピー、または、その入手手段を提供しなければならない。組織は、顧客に対し自分の CoC の適用範囲に関する変更を伝えなければならない、自らの CoC 認証を不正使用してはならない。

注意書：個々のサイトが認証情報を伝える主たる認証書とは別の書類（主認証書に言及する）を受け取っているマルチサイト認証については、組織(サイト)は顧客に対し、主たる認証書とその書類のコピーを共に提出しなければならない。

4.4.1.2 CoC 主張の情報伝達の目的においては、組織は販売・譲渡される製品の出荷に関して単一種類の書類を定めなければならない。その書類は、正式な認証主張を含めて、単一の顧客に対して発行しなければならない。組織は、顧客に発送されたその書類の原本が事後に変更されないようにその書類のコピーを保管しなければならない。

注意書：各々の出荷に関わる書類とは、電子媒体を含む媒体と情報をその対象に含む。出荷書類の例としては 4.4.1.2、4.4.1.3 および 4.4.1.4 の要求事項を満たす請求書や出荷伝票などがある。

4.4.1.3 すべての認証製品の個々の出荷に関わる書類は、少なくとも下記の情報を含まなければならない。

- (a) 顧客の身元情報
- (b) 供給者の身元情報
- (c) 製品の確認情報
- (d) 該当文書の対象である製品各々の出荷量
- (e) 出荷日／出荷期間／会計期間
- (f) 該当文書の対象となる認証製品の個々について、認証率を含む原材料の由来に関する正式な認証主張
- (g) 供給者の森林管理認証または CoC 認証の識別子、または供給者の認証状態を確認できるその他の文書

注意書 1：正確な文言による認証主張である「正式な認証主張」および「認証状態を確認できる文書」についてはこの規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度が定める他の文書において定められる。

注意書 2：認証書の識別子とは、数字とアルファベットを組み合わせたものであり、通常「認証番号」と呼ばれるものである。

4.4.2 ロゴおよびラベルの使用

4.4.2.1 使用目的が製品上使用であるか製品外使用であるかに関わらず、CoC 認証に関連してロゴやラベルを使用する組織は、そのロゴやラベルの商標の所有者または所有者から認可を受けた団体からの許可を得た上で、その許可の規則や条件を遵守して使用しなければならない。

注意書 1：組織がロゴやラベルの使用を決定した場合は、そのロゴやラベルの所有者が定めるその使用規則は CoC の要求事項の不可欠な一部分となる。

注意書 2：PEFC ロゴの使用においては、「許可」とは PEFC 評議会または PEFC 評議会が認可するその他の団体が発行する有効なライセンスに基づいたものでなければならない。このライセンスの規則や条件は PEFC ST2001:2008(PEFC ロゴ使用規則)の遵守を要求する。

4.4.2.2 組織は、該当ロゴ・ラベルの所有者が定める適格基準を満たす認証製品に対してのみ製品上のロゴ使用が許される。

4.4.2.3 製品上に直接、またはその包装上に（ロゴやレラベルなしの）認証主張をする組織は、常に正式な認証主張をしなければならず、その主張をする組織の身元は確認可能でなければならない。

注意書1：「正式な認証主張」とは、この規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度が定められる他の文書において定める正確な文言による認証主張を意味する。

5. CoC 工程の要求事項 – パーセンテージ方式

5.1 パーセンテージ方式に関する一般的な要求事項

5.1.1 パーセンテージ方式の適用

5.1.1.1 CoC のパーセンテージ方式は、認証原材料を他の種類の原材料と混合する組織に適用される。

5.1.2 製品グループの決定

5.1.2.1 組織は特定の製品グループを定めた上で、この規格の CoC 工程の要求事項を実行しなければならない。

5.1.2.2 製品グループは、(i)単一の製品種類、または(ii)例えば、種、質などが同一又は類似の投入原材料からなる一つの製品群に関連させなければならない。製品グループに投入される原材料には、同一の計量単位、または同一の計量単位に変換可能な単位を使用しなければならない。

5.1.2.3 製品グループは、組織によって単一の生産サイトから生産される製品と関連付けられなければならない。

注意書：この要求事項は、例えば、林業下請け業者、運送業、貿易など生産サイトを明確に特定することができない組織には適用されない。

5.2 由来の確認

5.2.1. 入荷の段階における確認

5.2.1.1 組織は、CoC 製品グループに投入するすべての原材料について、入荷ごとにその供給者から調達された原材料の由来のカテゴリーを確認、検証するのに必要な情報を取得しなければならない。

5.2.1.2 原材料の各々の入荷書類は、少なくとも下記情報を含まなければならない。

- (a) 入荷物の顧客としての組織の身元情報
- (b) 供給者の身元情報
- (c) 製品の確認情報
- (d) その書類の対象である製品ごとの入荷量
- (e) 納入日／納入期間／会計期間

注意書：出荷書類の例としては認証原材料に関する 5.2.1.2、5.2.1.3 の要求事項を満たす請求書や出荷伝票などがある

5.2.1.3 上記 5.2.1.2 が要求する情報に加えて、認証原材料・製品の納入に関連する書類は下記を含まなければならない。

(a) 書類の対象となる認証原材料・製品ごとに、原材料の由来に関する正式認証主張（含：認証原材料の含有率）

(b) 供給者の森林管理認証または CoC 認証の識別子、供給者の認証状態を確認できるその他の文書

注意書 1：正確な文言による認証主張である「正式な認証主張」および「認証情報を確認できる文書」についてはこの規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度が定める他の文書において定められる。

注意書 2：認証書の識別子とは、数字とアルファベットを組み合わせたものであり、通常「認証番号」と呼ばれるものである。

5.2.1.4 組織は、実行する CoC が定める認証主張の仕様書に従って入荷ごとに原材料を「認証」、「中立」、「その他」に分類しなければならない。

注意書：「認証」、「中立」、「その他」の基準は、付属書の認証主張の仕様書によって、または関連森林認証・ラベル制度が定めるその他の文書によって規定される。

5.2.2 供給者の段階における確認

5.2.2.1 組織は、すべての認証原材料の供給者から、認証原材料の供給者基準を満たすことを証明する森林管理認証書、CoC 認証書、または供給者の認証状態を示すその他の書類のコピー、またはその入手可能な手段の提出を求めなければならない。

注意書：認証原材料の供給者基準、および、供給者の認証状態を確認する文書は、それぞれの認証主張ごとに付属書の認証主張の仕様書、または関連森林認証・ラベル制度によって規定される。

5.2.2.2 組織は、供給者が認証原材料の供給者基準に適合しているかどうかについて、5.2.2.1 に従って受け取った文書からその有効性や適用範囲に照らして評価をしなければならない。

注意書：供給者から受け取る文書に加えて、組織は PEFC 評議会やその他承認されている組織が保管する認証原材料の供給者の公開登録情報を利用すべきである。

5.3 認証率の計算

5.3.1 組織は、各製品グループおよび特定の認証主張期間ごとに、下記の計算式に従って認証パーセンテージを計算しなければならない。

$$P_c [\%] = \frac{V_c}{V_c + V_o} \times 100$$

P_c = 認証パーセンテージ

V_c = 認証原材料の量

V_o = その他の原材料の量

注意書：特定の認証主張の基準は、認証原材料とその他の原材料に加えて、認証率の計算式に入れない中立原材料を定める。それ故、原材料の総量は認証原材料、中立原材料、及びその他の原材料の合計である。
($V_t=V_c+V_o+V_n$: V_t =原材料の総量、 V_n =中立原材料)

5.3.2 組織の認証率の計算に当たっては、その計算の対象となる全ての原材料について同一の計量単位を使用しなければならない。単一の計量単位への変換を行う場合は、組織は一般的に認められている変換比率や方法のみを利用しなければならない。もし適切な公式変換比率がない場合は、組織は妥当かつ信頼性のある変換比率を内部で規定し、使用しなければならない。

5.3.3 調達原材料の認証率が100%未満の場合は、供給者が提示する認証率に相当する量のみを、認証原材料として計算式に投入しなければならない。残りの部分はその他の原材料として計算しなければならない。

5.3.4 組織は、認証率を下記のいずれかに基づいて計算しなければならない。

- (a) 単純パーセンテージ、又は
- (b) 移動平均パーセンテージ

5.3.5 単純パーセンテージによる計算を採用する組織は、認証率計算の対象に定められた製品グループに実際に投入された原材料に基づいて計算しなければならない。

5.3.6 移動平均パーセンテージを採用する組織は、特定の製品グループとその主張期間の認証率の計算を、その主張期間に先行する原材料投入期間に調達された原材料に基づいて計算しなければならない。移動平均の場合の主張期間は3カ月を超えてはならず、原材料投入期間は12カ月を超えてはならない。

例：主張期間を3カ月、原材料投入期間を12カ月に定めた組織は、次の3カ月の移動平均の計算を、それに先行する12カ月間に投入された調達された量によって計算しなければならない。

5.4 算出された認証率の生産量への振替

5.4.1 平均パーセンテージ方式

5.4.1.1 平均パーセンテージ方式を適用する組織は、算出された認証率をその計算の対象となる製品グループに含まれるすべての製品に対して使用しなければならない。

注意書：平均パーセンテージ方式を採用するにあたって認証率の最低限度は設定されない。しかしながら、認証主張のパーセンテージは常に顧客に伝えられる認証主張の一部である。しかし、個々の森林認証制度やラベル表示制度がそのラベルを使用するために最低限度を設定することは可能である。

例：もし3カ月認証主張期間の認証率が54%だとすればその期間中の該当製品グループのすべての製品は認証率54%の認証製品として販売・譲渡できる。すなわち、「PEFC認証54%」である。

5.4.2 ボリュームクレジット方式

5.4.2.1 組織によるボリュームクレジット方式の使用

組織は、単一の認証主張に関してボリュームクレジット方式を使用しなければならない。単一の入荷原材料で認証原材料の由来について複数の認証主張がある場合は、認証率の計算には、それを単一の不可分の主張として扱うか、受け取った主張のうちの一つのみを使わなければならない。

注意書：例えば、二つの認証制度（PEFCとSFIなど）による認証主張がある単一の原材料を受け取る組織は、複数認証主張（例：PEFC/SFI認証）として一つのクレジット・アカウントを作成して認証率を計算するか、または、どちらか一方（例：PEFCかSFIか）を選択して、該当するクレジットアカウント（PEFCのクレジットかSFIのクレジットか）にクレジット記帳する。

5.4.2.2 組織はボリュームクレジットを下記のいずれかを用いて計算しなければならない。

- (a) 認証率と製品の生産量(5.4.2.3項)、または

(b) 投入原材料と歩留率 (input/output ratio) (5.4.2.4 項) .

5.4.2.3 認証率を適用する組織は、主張期間の製品生産量に関連主張期間の認証率を掛けてボリュームクレジットを計算しなければならない。

例：100 トンの生産量がある特定の製品グループで主張期間の認証率が 54%ならば、その総生産量のうち 54 トンに当たる量をクレジットアカウントに記帳する (100x54)

5.4.2.4 検証可能な歩留まり率を提示できる組織は、認証原材料の投入量に歩留率を掛けて、直接ボリュームクレジットを計算することができる。

例：もし投入された認証原材料が 70M³であり (例：「PEFC 認証 70%」の原材料が 100M³)、歩留率が 0.60だとすれば (1 M³の原木が 0.60M³の用材になる場合)、組織は 42M³に相当するボリュームクレジットをクレジット記入する。

5.4.2.5 組織は、クレジットアカウントを単一の計量単位で作成、管理し、ボリュームクレジットをクレジットアカウントにクレジット記帳しなければならない。クレジットアカウントは製品グループの製品のタイプごとに作成するか、すべての製品のタイプに同一の計量単位が使用される場合は製品グループ全体に対して作成しなければならない。

5.4.2.7 クレジットアカウントに累積されたクレジットの総量は、過去 12 ヶ月間にそのアカウントに算入されたクレジットの合計を超えてはならない。製品の生産期間が 12 カ月を超える場合は、この 12 カ月限度は平均生産期間まで延長することができる。

例：もし燃料木の生産期間 (乾燥のプロセスを含む) が 18 カ月であるとすれば、組織はボリュームクレジットの累積最長期間を 18 カ月まで延長できる。

5.4.2.8 組織は、クレジットアカウントからのボリュームクレジットを、そのクレジットアカウントの対象範囲である生産物に配分しなければならない。ボリュームクレジットは認証原材料を 100%の認証率、または、100%以下の認証率でその組織が独自に設定する最低認証率をクリアしているものとして配分しなければならない。認証製品の量とクレジットによる認証製品に含まれる認証原材料のパーセンテージを掛けた結果は、該当するクレジットアカウントから引き出されて配分された量と同じでなければならない。

例：もし組織が 54 トンのボリュームを 100 トンの生産物に配分することを決定した場合、組織は 54 トンを 100%の認証率 (「PEFC 認証 100%」) として売るか、X トンを Y%の認証率の認証製品として販売することができる。(この場合、X * Y = 配分されたボリュームクレジット : 例えば、77 * 0.7 = 54 トンなので「PEFC 認証 70%」の主張製品として 77 トンを販売することができる。)

5.5 販売と認証製品に関する情報の伝達

5.5.1 販売・譲渡された製品に関する文書

5.5.1.1 認証製品を顧客に販売、または譲渡する時点において、組織は顧客に CoC 認証書または認証製品の供給者基準を満たしていることを確認できるその他の書類のコピーを提出しなくてはならない。組織は、自社の認証の適用範囲に変更があれば顧客に通知しなければならない、またその認証を乱用してはならない。

注意書：マルチサイト認証の場合で個々のサイトがその認証状態を確認する別個の書類 (主たる認証書に言及していること) を受け取るような場合、組織は (サイト) はその書類と主たる認証書の両方のコピーを提出する。

5.5.1.2 CoC 主張の伝達用に、組織はすべての販売・譲渡製品の出荷に際し、単一種類の書類を決めなければならない。特定の認証主張に関するこの書類と CoC の主張は単一の顧客に対して発行しなければならない。組織は、その書類と情報が顧客に提出された後に変更されないことを確実にしなければならない。

注意書：各々の出荷に関わる書類とは、電子的媒体を含む媒体と情報をその対象に含む。

5.5.1.3 CoC の対象範囲に含まれるすべての製品の個々の出荷に関わる書類は、少なくとも下記情報を含まなければならない。

- (a) 顧客の身元情報
- (b) 供給者の身元情報
- (c) 製品の確認情報
- (d) その書類の対象である製品ごとの納入量
- (e) 納入日・納入期間・会計期間

5.5.1.4 5.5.1.3 で要求される情報に加えて、認証製品の個々の出荷に関わる書類には下記情報が含まれていなければならない。

- (a) 該当書類の対象である認証製品ごとに、原材料の由来に関する正式な認証主張（認証原材料の含有率を含む）
- (b) 供給者の CoC 認証書または供給者の認証状態を確認できるその他の文書の識別子

注意書 1：正確な文言による主張である「正式な認証主張」および「認証情報を確認する文書」についてはこの規格の付属書、または関係森林認証またはラベル制度が定める他の文書において定められる。

注意書 2：認証書の識別子とは、数字とアルファベットを組み合わせたものであり、通常「認証番号」と呼ばれるものである。

5.5.2 ロゴ及びラベルの使用

5.5.2.1 使用目的が製品上使用であるか製品外使用であるかを問わず、CoC 認証に関するロゴやラベルを使用する組織は、そのロゴやラベルの商標の所有者または所有者から認可を受けた代表者からの許可を得た上で、使用にあたってはその許可に関わる規則や条件を遵守しなければならない。

注意書 1：組織がロゴやラベルの使用を意図する場合は、そのロゴやラベルの所有者が定めるロゴやラベル使用規則は CoC の要求事項の不可欠な一部分となる。

注意書 2：PEFC ロゴの使用においては、「許可」とは PEFC 評議会または PEFC 評議会が認可するその他の者が発行する有効なライセンスに基づいたものでなければならない。このライセンスの規則や条件は PEFC ST2001:2008 (PEFC ロゴ使用規則)の遵守を要求する。

5.5.2.2 組織の製品上のロゴ使用については、該当ラベル商標の所有者が定めるラベル使用の適格基準を満たす認証製品に対してのみに限られる。

5.6 問題のある出处

5.6.1 組織は、この規格の付属書 2 に従って、認証主張をされた製品が問題のある出处の原材料を含有するリスクを最小化するデューディリジェンス体制 (DDS) を設立しなければならない。

6. マネジメントシステムに関する最低限の要求事項

6.1 一般的な要求事項

この規格の下記の要素は、CoC 工程の正確な実施と維持を確実にするためのものであり、組織はこれに従ってマネジメントシステムを運営しなければならない。マネジメントシステムは、遂行される業務の種類、範囲、量に照らして適切でなければならない。

注意書：この規格が定めるマネジメントシステムのための要求事項に適合するために、組織の品質マネジメントシステム（ISO9001:2008）又は環境マネジメントシステム（ISO14001:2004）を利用することができる。

6.2 責任と権限

6.2.1. 一般的な責任

6.2.1.1 組織の経営層は、この規格に従って CoC の要求事項を実施、維持することへのコミットメントを定め、文書化しなければならない。組織のそのコミットメントは組織の人員、供給者、顧客、およびその他の利害関係者が入手できるものでなければならない。

6.2.1.2 組織の経営層は、経営層の中から一名を指名し、その者の他の任務に関わりなく、その者に CoC にかかわる全体的責任及び権限を与えなければならない。

6.2.1.3 組織の経営層は、組織の CoC によるこの規格への適合を定期的な間隔でレビューしなければならない。

6.2.2 CoC に関する責任と権限

組織は CoC の実施、維持を遂行する責任を負う人員を定め、最低下記の要素を含む CoC の工程に関わる人的な責任と権限の体制を確立しなければならない。

- (a) 原材料の調達とその由来の確認
- (b) 物理的分離又はパーセンテージ計算の対象となる製品の加工と生産品への振替
- (c) 製品の販売とラベル表示
- (d) 記録の保持
- (e) 内部監査及び不適合の管理
- (f) 問題のある出处に関するデューディリジェンス体制

注意書：上記の CoC に関する責任と権限は兼務が可能である。

6.3 手順の文書化

6.3.1 組織は、CoC に関する手順を文書化しなければならない。文書化された手順は、少なくとも下記の要素を含まなければならない。

- (a) 組織の CoC に関する体制、責任、及び、権限
- (b) 製品グループの定義を含む生産・取引の工程における原材料のフローの記述
- (c) 下記を含むこの規格のすべての要求事項を対象とする CoC の工程
 - 原材料の由来確認
 - 認証原材料の物理的分離（物理的分離方式を採用する組織の場合）
 - 製品グループの定義、認証率の計算、ボリュームクレジットの計算、クレジットアカウントの管理（パーセンテージ方式を採用する組織の場合）
 - 製品の販売・譲渡、商品上の認証主張および商品上のラベル使用
- (d) 出处に問題がある原材料に関するデュー・ディリジェンス体制の手順（当てはまる場合）

- (e) 内部監査の手順
- (f) 苦情解決の手順

6.4 記録の管理

6.4.1 組織は、この規格の要求事項への適合とその有効性、効率性を立証するため、CoCに関する記録を作成、維持しなければならない。組織は、CoCの対象である製品グループに関し少なくとも下記の記録を維持しなければならない。

- (a) 全ての認証原材料の供給者に関わる記録（森林管理認証書、CoC 認証書、または供給者が認証原材料の供給者としての基準を満たしていることを確認できる他の書類のコピーを含む）
- (b) 生産に投入されるすべての原材料に関する記録（原材料の由来の認証主張および該当投入原材料の納入に関する書類を含む）
- (c) 認証率の計算、認証率の生産量への振替、およびボリュームクレジットアカウントの管理の記録（当てはまる場合）
- (d) すべての販売・譲渡された製品の記録で、原材料の由来に関する認証主張および生産品の出荷に関する書類などを含む
- (e) 問題のある出処に関するデューディリジェンス体制の記録（自己宣言書、リスク分析、当てはまる場合は高リスク供給品の管理に関する記録を含む）
- (f) 内部監査、定期的な CoC の見直し、発生した不適合および取られた是正措置に関する記録
- (g) 苦情とその解決に関する記録

6.4.2 組織は上記の記録を最低 5 年間は保管しなければならない。

注意書：記録は電子媒体を含む媒体と情報をその対象とする。

6.5 資源の管理

6.5.1 人的資源・人員

6.5.1.1 組織は、CoC の実施、維持を遂行する人員が適切な訓練、教育、技能、経験に照らした能力を有することを確実にしなければならない。

6.5.2 技術的な設備

組織は、組織の効果的な CoC の実施と維持に必要とされ、この規格の要求事項に適合する基本的な設備や技術的な設備を定め、これを提供、維持しなければならない。

6.6 検査および管理

6.6.1 組織は、少なくとも年次ベースでこの規格の全ての要求事項を対象範囲とする内部監査を実行し、必要があれば、是正、予防措置を取らなければならない。

6.6.2 内部監査の報告は、組織によって少なくとも年に一度レビューされなければならない。

注意書：内部監査を実行するためのガイダンスは ISO19011:2002 により提供される。

6.7 苦情

6.7.1 組織は、CoCに関わる供給者、顧客およびその他の組織から寄せられる苦情を処理するための手順を確立しなければならない。

6.7.2 苦情を受けた場合、組織は下記をしなければならない。

- (a) 苦情の申し立て者に対し該当の苦情を受理したことを確認する
- (b) 苦情の評価と有効性の確認をするために必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情に関する決定をする
- (c) 該当の苦情およびその処理の工程に関する決定を正式に申し立て者に通知する
- (d) 適切な是正、予防措置が取られていることを確実にする。

6.8 下請業

6.8.1 組織のCoCは、該当組織のCoCの対象である製品の製造に係る下請業者による活動もその対象範囲としなければならない。その活動場所が組織の内であるか外であるかは問わない。

6.8.2 下請業であると組織が見做すことが出来るケースとは、その下請業者が関連原材料を組織からその他の原材料とは物理的に分離された形で受け取り、該当の下請業務が済んだ後には返却されるか、該当製品の顧客に対する販売・譲渡の責任は組織が負うという行為である。

注意書1：下請業の一例としては、CoCを有する印刷会社が裁断や綴込みをアウトソースする場合がある。この場合、印刷物は下請業者に転送され、下請業務が完遂したら印刷会社に返却される。

注意書2：原材料の調達または生製品の販売に関わる主体は、自社自身のCoCを実行する必要がある。「組織から原材料を受け取る」および「原材料を組織に返却する」には、原材料を供給者から組織に代わって直接受け取る場合、または、下請け業者が組織に代わって顧客に直接輸送する場合も含まれる。組織は、原材料の調達から販売、認証製品の通知までに関する要求事項を含めて該当CoCのすべての工程に対して責任を負う。

注意書3：下請業務は、製品グループは同一のサイトで製造されるべきことを定める5.1.2.3項の規定に抵触しないものと考えられる。

6.8.3 組織は、自社のCoCに関わる下請け業務に関する全責任を負う。

6.8.4 組織は、組織の原材料・製品がその他の原材料や製品と分別されていることを確約する旨の書面による合意をすべての下請け業者から得なければならない。

6.8.5 組織の内部監査プログラムは、下請業者の行為を対象に含まなければならない。

付属書 1 : 「PEFC 認証」原材料の PEFC 認証主張に関する仕様書 規準的文書

1 序論

組織が、PEFC 認証原材料に関する PEFC 認証主張をすることを目的として CoC を構築する場合、この付属書の本仕様書は、この規格の要求事項と併用しなければならない。

2 正式な認証主張

組織は、生産品の中の PEFC 認証原材料の認証率を伝える時には、「PEFC 認証 x %」の認証主張をしなければならない。

3 投入原材料の由来カテゴリに関する要求事項

認証原材料 :

- (a) 下記のいずれかを有する供給者から「PEFC 認証 x %」の供給者主張を伴って入荷された林産品で、遺伝子組換え作物 (GMO) を起源としないもの
 - (i) PEFC 承認認証書、または
 - (ii) 供給者が PEFC 承認認証書の対象範囲にあることを確認する書類
- (b) リサイクル原材料 (「PEFC 認証」主張を伴って納入された製品以外)

注意書 1 : 遺伝子組換え作物を起源とする原材料の排除の方針は 2015 年 12 月 31 日まで効力を有する。

注意書 2 : 「供給者が PEFC 承認認証書の対象範囲にあることを確認する書類」は、地域またはグループ森林管理認証、及び、マルチサイト CoC 認証で、供給者が PEFC 承認認証書の適用範囲に言及する書類を有している場合を含む。

中立原材料 :

林産品原材料以外の原材料

その他の原材料 :

認証原材料以外の林産原材料

4 「PEFC 認証」の認証主張に関する追加的な要求事項

組織の CoC の対象となる製品に関してリサイクルを含む組織は、リサイクル原材料の含有量の計算において ISO14021 に準拠しなければならない、要求があればこれについての情報を提供しなければならない。

付属書 2：問題のある出处からの原材料を回避するための PEFC デューディリジェンス体制 (DDS)

規準的文書

1. 適用範囲

1.1 この付属書は、CoC の対象である製品グループへの投入林産原材料に関し、パーセンテージ方式を使用してこの CoC 規格を実行するすべての組織に求められる PEFC デューディリジェンス体制に関する要求事項を定める。ただし、下記を除外する。

- (a) PEFC 承認認証書を有する供給者から入荷された認証原材料・製品
- (b) リサイクル原材料
- (c) 認証原材料・製品ではないが、供給者の PEFC 承認 CoC 認証書の対象範囲である原材料・製品
- (d) PEFC 公示認定認証機関が発行する供給者の PEFC DDS 認証書の対象範囲の原材料

1.2 この付属書は PEFC 公示認証機関による第三者認証を目的として、組織が CoC なしで実行することも可能である。

1.3 組織は PEFC DDS が実行される対象である製品グループを明確に確認しなければならない。

1.4 PEFC DDS に関する要求事項を実行する組織は、出处に問題がない由来と言う関連で製品上の認証主張をしてはならない。組織は、特定された製品グループについてのみ PEFC-DDS の実行と維持に関する情報を伝えることができる。

1.5 組織の DDS は、この規格の 6 章の要求事項を満たす組織のマネジメントシステムによってサポートされなければならない。

1.6 組織は PEFC DDS を下記に関する 3 つの段階で実行しなければならない。

- (a) 供給者の自己宣言書
- (b) リスク分析
- (c) 高リスク供給品の管理

1.7 CITES によって絶滅危惧種として分類された種を源にする原材料を調達する組織は、CITES やその他の国際条約および国内法が規定するすべての規則に従わなければならない。

1.8 組織は、林産品の輸出入に関する国連、または EU あるいは各国政府による経済制裁の対象となっている国（当てはまる場合）からの林産品を含めてはならない。

注意書：「当てはまる」という用語は、該当組織に当てはまる、を意味する。

1.9 組織は、組織の PEFC DDS の対象となる製品グループに遺伝子組換え作物 (GMO) による木製原材料を含めてはならない。

1.10 組織は、一次林の人工林への転換を含む森林の他の用途への転用を起源とする木製原材料を組織の PEFC DDS の対象である製品グループに含めてはならない。

2 供給者の自己宣言書

2.1 組織が自国の森林所有者から直接納入し、その国が PEFC DDS のリスク管理基準に照らして「低リスク」国であることを示した場合を例外として、組織は PEFC DDS の対象範囲に含まれる原材料のすべての供給者から、供給された原材料が問題のある出处からのものではない旨の署名入りの自己宣言書を求めなければならない。

2.2 供給者の自己宣言書は下記を含まなければならない。

- (a) 当供給者が認識し得る範囲で、納入された原材料が問題のある出处から来たものではない旨の書面による表明
- (b) 組織のリスク評価に必要な情報である供給原材料の地理的由来（国・地域）に関する情報を提供することの文書による約束
- (c) 供給者の納入品が高リスクであると考えられる場合、その供給者は組織に対し原材料の由来に関わる森林管理者およびその高リスクな供給品に関係するすべての供給連鎖(サプライチェーン)の身元を確認するのに必要な情報を提供する旨の文書による約束
- (d) 供給者の納入品が高リスクであると考えられる場合、その供給者は組織がその供給者および連鎖のその一段階前の供給者の業務に関する第三者または第三者検査が実行できるように図る旨の文書による約束

注意書：この規格を通じて使用される「国・地域」という用語は、該当原材料が収穫された森林の国・地域を意味する。この規格書を通じて使用される「地域」という用語は、国内のレベルを意味する。

2.3 組織が供給者と取引契約書を交わした場合は、2.2 項の要求事項を該当契約書の中に盛り込まなければならない。

3 リスク分析

3.1 組織は、PEFC DDS の対象範囲に含まれる製品グループへのすべての投入原材料について問題のある出处からの原材料の調達に関するリスク分析をしなければならない。

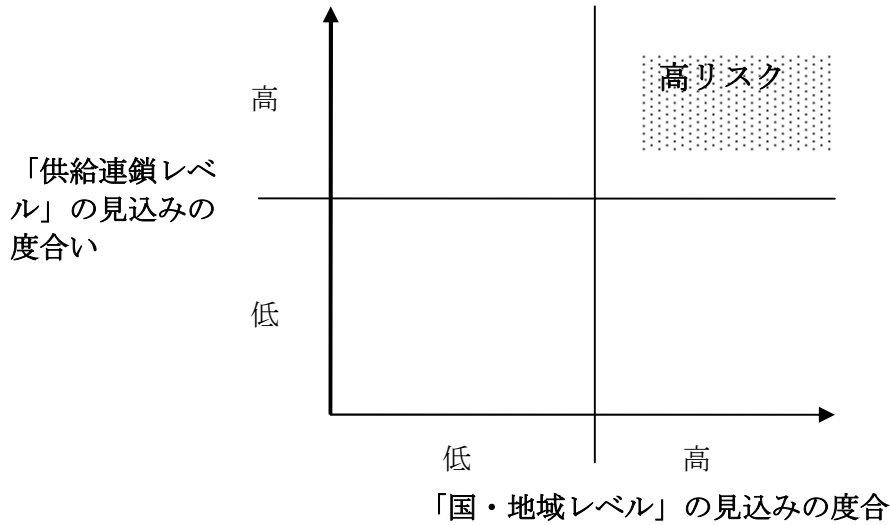
3.2 組織によるリスク評価は、供給品に関して「高リスク」または「低リスク」として分類しなければならない。

3.3 組織のリスク評価は下記項目について実行されなければならない。

- (a) 問題のある出处として定められる行為が、供給国・地域において発生する見込みの度合い（以後、「国・地域レベルの見込み」と呼ぶ）、および、
- (b) 該当する供給連鎖(サプライチェーン)では供給品についての問題のある出处を特定できない見込みの度合い。（以後、「供給連鎖レベルの見込み」と呼ぶ）

3.4 組織は、国・地域レベルの見込みと供給連鎖レベルの見込みの組み合わせに基づいてリスクを決定し、国・地域レベルの見込みおよび供給連鎖レベルの見込みが共に「高い」と評価されたすべての供給品を高リスクとして分類しなければならない。（図 1 参照）

図1：国・地域レベルの発生可能性と供給連鎖レベルの発生可能性の組み合わせに基づく高リスクな供給品の決定



3.5 組織は、下記の表1にある指標のどれかが当てはまる場合のすべての供給品についてその国・地域レベルの見込みの度合いを「高」として分類しなければならない。

表1： 国・地域レベルの見込みの度合いが「高」とされる指標リスト

指標	外部参考資料の例
国際透明性機構 (TI) が提示する各国の腐敗認識指数(PCI)が 5.0 以下の国。	国際透明性機構(TI PCI) の腐敗認識指数は www.transparency.org で閲覧可能。 TI PCI 指数が 5.0 以下の国に関して、TICPI がその国の森林部門の腐敗指数を反映していないと言うことを十分に証拠立てる物がある場合は、PEFC 評議会はこの指標に関して上記とは異なる決定をすることができる。
該当する国・地域が森林の統治や法制の実効度の水準が低いと認識されている。	この指標を定めるにあたり、組織は社内独自の調査や森林統治、法制の実効性、腐敗の監視に積極的に関わる政府系や非政府系の外部団体による調査の報告を利用することができる。例えば、 - 世界銀行の FLEG ニュースレター (http://go.worldbank.org/FMKUFABJ80) - 英国の Chatham House (www.illegal-logging.info) - Environmental Investigation Agency (www.eia-international.org) - Global Witness (www.globalwitness.org) など
組織が、問題のある出処を持つ供給に関して顧客または他の外部者から信頼できる証拠を伴うコメントを受けた場合で、組織独自の調査結果によってそれが反証されない場合	

3.6 組織は、下記の表2にある指標の**どれにも**当てはまらない場合はすべての供給についてその供給連鎖レベルの見込みの度合いを「高」として分類しなければならない。

表2：供給連鎖レベルの見込みの度合いが「低」である指標のリスト

指標	証拠書類または外部参考資料
PEFC 以外の森林認証制度に基づいて認証商品であることを宣言された供給品であり、第三者認証機関が発行する森林管理または CoC 認証に裏づけされたもの	組織は、該当認証制度が下記を含んでいることを証す書類を提供することが可能でなければならない。 (a) 「問題のある出処 (Controversial Sources)」という用語により定義される行為を対象範囲に含む第三者森林管理認証であること (b) CoC の第三者認証、 (c) パーセンテージ方式を適用した場合で、非認証原材料の部分が問題のある出処からではないことの検証メカニズム 例：PEFC の相互承認が済んでいない PEFC 加盟森林認証制度や FSC
森林認証制度以外で、「問題のある出処」の用語の対象となる行為に焦点をあてた政府又は非政府系の検証又は許可制度によって検証された供給品	組織は、該当する検証または許可制度の適用範囲に関する証拠書類を提供することが可能でなければならない。その様な検証または許可システムの例： EU FLEGT (EU の森林法令の執行、ガバナンス及び貿易) http://ec.europa.eu/environment/forests/flegt.htm Tropical Forest Trust (トロピカル・フォレスト・トラスト) www.tropicalforesttrust.com
供給連鎖の中のすべての供給者と森林管理団体の身元を確認できる書類の裏付けがある納入品で法的規制の遵守を十分に証明できるもの	法的な要求事項の遵守の証拠書類は、法の施行当局による法的遵守または違法でないことの声明文、発行された伐採許可証、または、関係法施行当局によって許可された森林管理計画書など。政府系団体による声明書。国際透明性機構の腐敗指数が 5.0 以下の国の政府が発行する声明書には十分な注意を払う必要がある。

4 高リスクな供給品の管理

4.1 総論

4.1.1 組織は、高リスクに分類された供給品を対象とした第三者、または、第三者検証の仕組み（プログラム）を構築しなければならない。検証のプログラムは下記を含まなければならない。

- (a) すべての供給連鎖およびその供給品の出処である森林管理団体の身元確認
- (b) 現場検査、および
- (c) 是正および予防措置

4.2 供給連鎖の確認

4.2.1 組織は、「高リスク」な供給品のすべての供給者に対して、該当の供給連鎖全体とその供給品の出処である森林管理団体に関する詳細な情報を要求しなければならない。提出された情報は、組織がそれに基づいた現場検査を計画、実行できるものでなければならない。

4.3 現場検査

4.3.1 組織の検証プログラムには、「高リスク」な供給品の供給者の現場検査を含まなければならない。現場検査の実行は、組織自身が(第三者検査)、または、組織に代わる第三者によるもので良い。組織は、問題のない出处からの原材料であることに十分な信頼を置ける文書がある場合は、これを検査することによって現場検査に代替することができる。

4.3.2 組織は、高リスクな供給品の由来に適用される法律や問題のある出处の定義に関連する法律に関する十分な知識と能力を有することを示さなければならない。

注意書：現場検査が組織に代わって第三者によって実行される場合は、組織はその第三者が 4.3.2 項で要求される法律に関する知識と能力を有することを示さなければならない。

4.3.3 組織は、検証プログラムによる検証を受ける供給品のサンプルを決めなければならない。サンプルのサイズは、少なくとも高リスク供給品の数の二乗根以上でなければならない(小数点以下は切り上げ)： $(y=\sqrt{x})$ 。サンプルには高リスク供給品の供給者すべてが含まなければならない。前回の現場検査が、この文書の目的を満たすために効果的であることを証明している場合は、サンプルの数はその 0.8 の因数によって減らすことができる。例えば、 $(y=0.8\sqrt{x})$ 、(小数点以下は切り上げ)。

4.3.4 現場検査は下記を対象に含まなければならない。

- (a) 原材料の由来に関する供給者の主張への適合性評価のため、該当する原材料の直接の供給者およびその供給連鎖の川上にあるすべての供給者
- (b) 法的要求事項への遵守の評価を目的にして、供給品の由来である森林所有者・森林管理団体の管理者またはその森林管理団体の管理行為に対する責任を有するその他の関係者

4.4 是正および予防措置

4.4.1 組織は、検証プログラムによって不履行を指摘された供給者に関する是正措置を実施するための手順を文書化しなければならない。

4.4.2 是正措置の対象範囲は不履行の度合いと重大さに基づいて決め、下記を含まなければならない。

- (a) 不履行の通知と改善の要求
- (b) 供給者に対し、森林管理の主体による法的要求事項の遵守、または、供給連鎖における情報の流れの効率性に関する是正措置を定めることの要求
- (c) その供給者の供給品の解約

4.4.3 組織は、2 項によって要求される自己宣言書を提供しない、または、2.2 項によって要求される供給連鎖上の情報を提供しない供給者からの供給を解約しなければならない。

付属書 3：マルチサイト（多数生産拠点）組織による CoC の実施

規準的文書

1 序論

この付属書は、生産拠点のネットワークを有する組織による CoC 要求事項の実施のための指針を設定し、これを以って、一方では CoC の認証が経済的かつ業務上実務的かつ実行可能であることを確実にし、又、他方では関連する審査が CoC の適合性に関わる適切な信頼性を確実に提供することを目的とする。又、マルチサイト組織の認証は、特に小規模な独立企業のグループ内における CoC の実施や認証を可能にする。

この付属書は、複数の生産拠点を有する組織に適用される CoC の実行のための要求事項のみを含む。

2 定義

2.1 マルチサイト組織とは、一定の活動に関しこれを計画、統制、管理する確認可能な中央機能（以下「本部」と呼ぶ）、及び、それらの活動を全面的又は部分的に実行する地域事務所や支店（サイト）のネットワークを有する組織、として定義される。

2.2 マルチサイト組織が単一の主体である必要はないが、全ての拠点は、該当組織の本部と法的関係又は契約関係で結ばれ、本部による継続的なサーベイランスを受ける共通の CoC の対象でなければならない。これは、必要とあれば、本部がいかなるサイトにおいても是正措置を実行する権利を有することを意味する。あてはまる場合は、本部とサイトの間の契約書でこのことに言及しなければならない。

2.3 マルチサイト組織とは下記がその対象となる。

- (a) フランチャイズを経営する組織、または共通の所有者、経営者、または組織的な繋がりを有する多数の支店を有する組織
- (b) CoC 認証を目的として設立され、機能する法的に独立した企業のグループ（生産者グループ）

注意書：協会の加盟メンバーなどはここでいう「経営者やその他の組織的な繋がり」には含まれない。

2.4 生産者グループとは、グループ総体として CoC 認証を取得、維持することを目的として連合した典型的に小規模な独立企業のネットワークである。本部は、この規格のため、またこの規格の遵守を目的として、有志グループによって指名された適切な業界団体、または適切な経験をもってグループ全体に奉仕する法主体であってよい。本部は、又、グループメンバーの一員が運営することも可能である。

注意書：生産者グループの場合、本部は「グループ主体（entity）」、サイトは「グループメンバー」と呼んでも良い。

2.5 サイトとは、該当組織による CoC の実行に関わる行為が行われる場所を意味する。

2.6 生産者グループへの参加は、単一の国にある下記を満たすサイトのみに限られる。

- (a) 従業員の数が 50 を超えない（正規の従業員またはそれと同等の従業員）
- (b) 年間売り上げの総額が 900 万スイスフランまたはその同額を超えないこと

2.7 関係認定機関が設定する生産者グループに関する一連の追加基準は適用されなければならない。

3 マルチサイト組織の適格基準

3.1 総論

3.1.1 組織の CoC は、本部が集中管理をし、本部によるレビューを受けなければならない。

（中央管理機能を含む）全ての関連サイトは、組織の内部監査プログラムの対象としなければならない。認証機関による審査開始の前にそのプログラムによる監査を受けていなければならない。

3.1.2 組織の本部は、この規格に従って CoC を構築し、全てのサイトを含む全組織がこの規格の要求事項を満たしていることを示さなければならない。

3.1.3 組織は、要求があれば、本部を含む全てのサイトからデータを収集、分析する能力、およびサイトにおける CoC の運営の変更に着手する本部権限と能力を有することを示さなければならない。

3.2 本部の機能と責任

3.2.1 マルチサイト組織の本部は下記を実行しなければならない。

- (a) 認証機関とのコミュニケーションや関係の維持など、認証のプロセスにおいてマルチサイト組織全体を代表する
- (b) 認証の申請と認証に加盟するサイトのリストなど認証の適用範囲を提示する
- (c) 認証機関との契約関係を確実にする
- (d) 認証機関に対し、加盟サイトのリストなど認証適用範囲の拡大または縮小の要求を提出する
- (e) 組織の全体を代表して、この規格を遵守する CoC を構築し、これを維持することを約束する
- (f) この規格に則った CoC の効果的な実行と維持のために必要な情報と指針をすべてのサイトに提供する。本部は下記の情報または情報へのアクセス手段を提供しなければならない。
 - この CoC 規格書およびこの規格の実行に関わる指針書のコピー
 - PEFC ロゴ使用規則の実行に関わる PEFC ロゴ使用規則及び指針書
 - マルチサイト組織のマネジメントに関する本部としての諸手順

- 評価と監査を目的として、認証機関または認定機関が、サイトの CoC 文書と CoC の稼働体制(**installation**) へのアクセスを得る権利、およびサイト情報の第三者に開示する権利に関する認証機関との契約条件
- マルチサイト認証におけるサイトの相互責任の原則の説明
- 内部監査プログラムや認証機関の評価および監査の結果で個々のサイトに当てはまる是正、予防措置に関わるもの
- マルチ認証書および認証の適用範囲やサイトの適用範囲に関わるその一部分

注意書：「相互責任」とは、一つのサイトや本部において発見された不適合によって全てのサイトによる是正措置が要求される、内部監査が増加される、またはマルチサイト認証から辞退する、などの結果を伴うことがあることを意味する。

- (g) この規格に則って CoC を実行および維持することに関するすべてのサイトのコミットメントを含む組織上または契約上の連結を提供する。本部は、本部が是正または予防措置を実行、強制し、この規格を遵守しない場合は認証適用範囲から除外する措置をとる権利を有する旨の書面による契約書または合意文書をすべてのサイトとの間に交わさなければならない。
- (h) マルチサイト組織のマネジメントのための文書による手順を確立する
- (i) 本部およびサイトによるこの規格の要求事項の遵守に関する記録を保持する
- (j) 組織内部の監査プログラムを運営する。内部監査プログラムは下記を取り扱わなければならない。
 - 認証機関による審査に先んじて行うすべてのサイトの現場検査（本部自身の中央管理機能に関する検査を含む）
 - 認証範囲に含まれるすべてのサイトの年次現場検査
 - 新しいサイトに追加の場合、認証機関による認証範囲の拡大プロセスに先んじる、新しいサイトの現場検査
- (k) 内部監査の結果や認証機関による評価や監査の結果報告のレビューを含む、本部およびサイトの適合性に関するレビューを実践する。要求がある場合、是正および予防措置を取らなければならない、また、取られた是正措置の効果を評価しなければならない。

3.2.2 サイトの機能と責任

マルチサイト組織と連結するサイトは下記に関して責任を負う。

- (a) この規格に則った CoC の要求事項の実行と維持
- (b) CoC 認証の要求事項および認証に関わるその他の当てはまる要求事項の遵守のコミットメントを含む本部との契約関係の締結
- (c) 正式な審査やレビューに関連するかどうかに関わらず、本部または認証機関からの関連データ、文書、その他の情報の要求に対する効果的な対応
- (d) サイトの CoC 稼働体制 (**installation**) へのアクセスを含む、本部による内部監査および認証機関による審査を十分に遂行するための完全な協力と支援の提供
- (e) 本部が定めた関連是正措置及び予防措置の実行

4 マルチサイト組織が実施するこの規格の要求事項に関わる責任の適用範囲

この規格の要求事項	本部	サイト
4 CoC の工程に関する要求事項 － 物理的分離方式		有
5 CoC の工程に関する要求事項 － パーセンテージ方式		有
6 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項		
6.2 責任と権限	有	有
6.2.1 経営層の責任	有	有
6.2.2 責任と権限	有 (d, e が適用)	有
6.3 文書化された手順	有 (a, e, f が適用)	有
6.4 記録の保持	有 (f, g が適用)	有
6.5 資源の管理 6.5.1 人的資源・要員 6.5.2 技術的な設備	有 (提供された行為に対してのみ)	有
6.6 検査と管理	有	有
6.7 苦情	有	有

付属書 4 : CoC における社会、健康、および安全に関する要求事項

規準的文書

1 適用範囲

この付属書は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言(1998) に基づく健康、安全、および、労働問題に関する要求事項を含む。

2 要求事項

2.1 組織は、この規格が定める社会、健康、および安全に関する要求事項を実行し、これを遵守する旨のコミットメントを含む書面による方針を有していなければならない。

2.2 組織は下記を示さなければならない。

- a) 労働者の結社の自由および団体交渉の権利を保証すること。ここには、労働者による労働団体や団体交渉への加盟や参加を妨げない労働契約、労働者による代表者へのアクセス、解雇に関する透明な手続き、法による要求または許可がある場合は合法的な労働団体の代表者との交渉、が含まれる。
- b) 組織を対象とする強制労働の禁止
- c) 就業者の就業に関する最低年齢制限の確証
- d) 採用、昇進、労働の割り当て、および、解雇を含む就業の平等性の確証
- e) 職業上の健康および安全の確証とそれらの文書化および報告